

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、人材物流サービス業を営むA会社に採用され、同年〇月からは、配属先のB所在のC事業所（以下「事業所」という。）において、音楽CD、本等の検品、封入の作業に1月当たり7日間から10日間従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業所の現場責任者から1時間当たりの封入数を増やすよう指示を受け、8時間勤務したところ、翌日から筋肉痛になり、同月〇日夜には痛みが激しくなったという。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し「右肩関節周囲炎、末梢神経障害性疼痛」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上肢等に負荷のかかる作業に従事し、特に平成〇年〇月〇日の作業量の増加により本件疾病を発症した旨主張している。

(2) 上肢等に負荷のかかる作業に伴う筋肉疲労については、当該作業への就労当初は肩、腕の痛みを自覚することが一般的であり、これら筋肉疲労は生理的範囲内のものとして評価し得るものであって、医学上療養が必要なものとは言えない。

また、上肢等に負荷のかかる作業に伴う運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因や日常生活要因が関与しており、上肢等に負荷のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しているものである。

ところで、労災保険法による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、業務に就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

上記の事柄に鑑み、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙に記載。）を策定しており、当審

査会としても認定基準策定の経緯から、これを妥当なものとして評価する。

(3) 認定基準に基づき、本件について検討すると、請求人が上肢に負担のかかる作業に従事した期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの3か月余り（この間の実労働日数は28日間）であって、請求人の本件疾病は、認定基準に定める相当期間（6か月程度以上）に従事した後に発症したものであると認められない。また、請求人の就労状況を精査するも、決定書理由に説示するとおり、請求人が本件疾病発症前に過重な業務に従事したとは認められない。そうすると、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たしているものとは言えず、したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(4) 請求人は、監督署の職員から、平成〇年〇月中旬頃、遅くとも同年〇月下旬頃には労災申請に対する決定をする予定であり、それまでに通知が来なければ申請は通る旨言われたが、不支給決定の通知が来たのは同年〇月であった旨主張する。

しかしながら、請求人の主張する上記の事実を認めるに足りる資料はないのみならず、仮にそのような事実があったとしても、そのことは原処分を取り消すべき事由となるものではない。

(5) なお、監督署職員及び審査官は、本件請求における手続面で請求人に不安や疑念を抱かせないよう丁寧な説明等に努めるべきであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。